



川前小ガイド

-安心してお子さんを通わせるための学校生活 Q&A-

(令和5年4月11日)

〒989-3212 仙台市青葉区芋沢字赤坂 16 番地 Tel : 022(394)2225

1 欠席・遅刻・早退・登下校に関して

Q. 欠席・遅刻・早退させるときはどう連絡したらいいですか？

A. 体調不良や通院、御家庭の都合などで学校を**欠席する場合**は、欠席連絡アプリ **tetoru** で御連絡ください。**tetoru**での連絡が難しい場合は電話での連絡をお願いいたします。また、電話連絡の場合は、7:45 から 8:25 までの間にお願いいたします。8:30 を過ぎて連絡がなく、お子さんが学校に来ていないときは、安否の確認のため、児童調査票に記載していただいた緊急連絡先に順を追って連絡させていただきます。場合によっては、家庭訪問をする場合もあります。

遅刻する場合は、欠席と同様です。遅れて登校する場合は、インターホンを押して、職員にお子さんを直接引き渡してください。連絡がなくお子さんが学校へ来ていないときは、安否の確認のため学校から電話連絡をさせていただきます。

早退する場合は、欠席と同様です。緊急時は電話でお知らせください。なお、早退のときは、安全確保の観点から、お子さんを一人で帰すことはできません。お手数ですが、保護者（保護者に依頼され身元が確かな方）に確実に引き渡すために学校までお迎えをお願いします。

Q. 親族の告別式に参列したいのですが、欠席になりますか？

A. 児童との続柄により、忌引となる場合があります。忌引は出席停止と同じ扱いとなりますので欠席にはなりません。日数等は続柄や移動距離によりますので、担任に御相談ください。

〈主な忌引きの日数〉

父母死亡のとき	7日
祖父母死亡のとき	5日
兄弟姉妹死亡のとき	4日
伯叔父母死亡のとき	4日
曾祖父母死亡のとき	4日

Q. 入院することになり、長い間欠席します。何か手続きなどはありますか？

A. 入院等の理由によって長期欠席し、給食の実施日で7日以上食べない場合は、必ず事前に担任へ御連絡ください。給食を止める必要があります。また、コロナ不安等であらかじめ連続7日以上お休みする際にも必ず事前に担任にお知らせください。

Q. 病院でインフルエンザの診断を受けました。欠席になりますか？

A. 下記の学校感染症は、「欠席（病欠）」ではなく、法令上「出

席停止」扱いとなります。溶連菌感染症等、下記以外の感染症でも、医師の指示により「出席停止」となる場合もあります。「出席停止」の診断を受けたらすぐに学校に連絡してください。完治し登校する際は、新型コロナウイルス感染症は指定の日数の経過が、その他の疾病に関しては「登校願い」が必要となります。

「登校願い」用紙は担任を通して配布いたしますので、御連絡ください。なお、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類へと移行された後の対応については、後日お知らせいたします。

〈学校感染症〉…新型コロナウイルス、インフルエンザ、百日咳、風疹（三日はしか）、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核髄膜炎菌性髄膜炎 その他医師の指示によるもの。

ノロウイルスやロタウイルスによる感染性胃腸炎にかかった場合は、教育委員会からの指導により、2週間は給食当番ができませんので御了承ください。

Q. 仕事で朝早く出なければなりません。子供を早めに登校させてもいいですか？

A. 朝は8:10～8:25に学校に着くよう指導しています。児童用昇降口は、年間を通じて7:55頃に開錠しています。それ以前には安全上校舎に入ることができませんので、よろしくお願ひいたします。

Q. 川前小の下校時刻について教えてください。

A. 川前小学校では4月から10月は16:30、11月から3月は16:00までには下校させています。放課後に会議が入る場合は、安全管理上、校庭では遊ばせず下校としています。帰宅(家に着く)時刻も4月から10月は17:00、11月から3月は16:30までです。子供たちだけで学区外に出ることは禁じています。

また、児童館利用児童は、学校での放課後遊びをしないことになっています。特別タイムは一斉に下校となります。習い事のため学校での待機時間は30分を目安とします。

なお、学校では「放課後は、まずまっすぐ家に帰り、出掛けるときには家にランドセルを置いてから、行き先を伝えて出掛けること。」と指導しています。この約束を各家庭でも確認していただき、遊びに行く際は、行き先を話したり、書き残したりするといった約束を家庭の中で決めておいてください。

2 緊急時の対応に関して

Q. 災害発生や緊急時の対応を教えてください。

A. 警戒宣言（地震）の発令や火事・風水害（大雪）などの災害は、いつ起こるか分かりません。日頃から緊急時の対応について家族で十分に話し合い、確認しておいてください。

川前小学校には学級毎の「電話連絡網」はありません。学校

からの緊急時の連絡は、緊急連絡メールで行います。機種変更等でメールアドレスや電話番号を変更した場合は、速やかに担任まで連絡ください。

なお、不審者等の情報についても、随時、学校からの便り等でもお知らせしていきます。

以下の場合、学校へ迎えに来ていただき、**保護者への直接引渡し**を行います。

- 市内で震度5強以上の地震発生
- 学校侵入傷害事件発生
- 学区内及び近隣で殺傷等の重大事件発生
(犯人未拘束の場合)
- 台風等で下校が無理な場合…等



学校の閉庁日や時間外で連絡が取れない場合の緊急の連絡先は
仙台市教育委員会教育指導課 (214-8873)
になります。

Q. 自家用車で学校に行くことはできますか？

A. 児童の事故防止と駐車場の広さの関係から、自家用車で
の来校（乗り入れ）は、御遠慮いただいています。事情があり、
お子さんを送迎する場合（けがや体調不良など）は、校地内へ
の出入りや校地内の走行には十分にお気を付けください。児童
を乗り降りさせる場合は、決められた場所（校地内の階段前）
で行い、駐車場では乗降させない。（学校は事故の際の責任を
負いかねます）交通の妨げになる場所や近隣の施設、商店等に
駐車しないでください。

本校の教育活動が地域の迷惑とならないよう、車での来校は
控えるように御理解と御協力をお願いいたします。

Q. 学校から「お子さんが体調を崩した（けがをし
た）」との連絡がありました。どうすればいいで
すか？

A. 子供たちが体調を崩したりけがをしたりした場合は、まず
保健室で容体を観察します。その上で、受診や自宅での静養が
必要であると判断した場合は、その旨を保護者の方に連絡させ
ていただきます。原則としてお迎えをお願いします。その際は
自家用車で迎えに来ていただいても構いません。体育館の周りを
左回りで進むと来客用駐車スペースに着きます。そちらを御利
用ください。

電話連絡は、児童調査票に記載していただいた緊急連絡先
に、順を追っていたします。

緊急の場合には、学校の判断で、タクシーまたは救
急車で病院へ搬送する場合があります。その際は、後
からでも構いませんので、保険証を持って、慌てずに
病院へいらしてください。



Q. 「学校でけがをしたら保険が適用される」と聞きま
した。どういった手続きでしょうか？

A. 学校管理下の事故による災害（けが等）で、初診から治ゆ
までにかかった費用（医療費総額）が総計5000円以上のもの
については、日本スポーツ振興センターに災害給付申請を行う
ことができます。掛け金（児童一人につき460円）は、引き落

として集金しております。

給付の申請は、学校を通して行いますが、申請に使用する書
類は、通院の際、保護者から病院に申告して書いていただきま
す。ただし、給付事由が生じた日から2年間給付申請を行わな
いと、災害給付を受ける権利が時効により消滅します。災害給
付制度について不明な点があるときは、保健室の養護教諭(394-
2225)までお問い合わせください。

なお、管理下外の事故の場合、保護者の方も含め、「仙台市
PTA協議会障害補償制度」の適用を受けられる場合があります。
この掛け金（一家庭1000円）は、PTA会費と一緒に引き
落としております。保障の申請やこの制度に関する問い合わせ
は、PTA総会資料でお示しする内容を確認の上、「東京海上
日動火災保険株式会社」（0120-119-110）に直接お問い合わせ
ください。

※「学校管理下」：登下校中、授業中、休み時間、課外活動中

3 学習用具や持ち物に関して

Q. 体育着や上靴は指定のものがありますか？

A. **体育着**は指定となります。生協愛子店のみで取り扱って
おります。転入した場合などはサイズ変更で買い換えるまで前
の学校のもので構いません。

上靴の指定はありませんが、床を汚さないため
に底が白か紺色の靴をお願いします。特に自分で
靴ひもが結べない場合は、「バレーシューズ」な
ど自分で着脱ができるものにしてください。



水着も指定はありません。水泳の学習をするのに望ましい形
のものを購入してください。キャップは学年ごとに色の指定が
あり、6年間その色を使います。

名札は、防犯上の理由から、1年生は「回転式」のタイプを
使用しています。値段は140円（税込み）です。2年生以上は
校内でだけ名札をつけます。値段は60円で、現在、学校で販
売しています。※在庫がなくなり次第、よしの屋本間書店での
販売となり、値段も110円となります。御承知おきください。

Q. 教室に忘れ物をしてしまいました。取りに行かせて
もいいですか？

A. 放課後、児童が忘れ物を取りに来校することは、行き帰りの
危険防止の観点から、させていません。やむを得ない場合は、
17:00までに保護者の方が付き添った上でお願いします。
来校の際は、玄関脇のインターホンで用件を告げ、職員の対応
をお待ちください。土日祝祭日など、学校が開庁しているとき
は、対応できません。

なお、登校時に忘れ物に気付く、途中から家に戻ることは大
変危険です。学校では「**登校途中に家に戻ることはしない。**」
と子供たちに指導していますので御理解をお願いいたします。

Q. 校内で落とし物をしてしまいました。どこに聞けば
いいですか？

A. 校内及び校地内で拾った落とし物は、職員室に届いていま
す。記名があれば持ち主に渡し、記名が無い場合は職員室で預
かっています。

なお、授業参観等の機会を利用して、昇降口に落とし物の展
示を行っています。その中にお子さんの持ち物があつたとき

は、職員室にお声掛けの上、お持ち帰りください。

保存スペースの都合上、展示後は全て廃棄させていただきますので、御了承ください。

4 給食に関して

Q. 川前小学校の給食は、一食いくらで作っているのですか？

A. 仙台市では給食は1食290円で献立を考慮提供しております。給食費は仙台市教育委員会への口座振り込み、引き落としとなります。



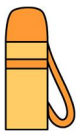
給食費の全額援助を含む「就学援助」の相談・申請は、随時受け付けておりますので、本校事務職員(394-2225)までお問い合わせください。

Q. 食物アレルギーがあります。給食の対応を教えてください。

A. アレルギーで食べられない食材がある場合は、その内容を把握する必要があります。まずは担任に連絡をしてください。養護教諭や栄養教諭を交えて保護者の方と学校で面談を行い、給食の対応について相談させていただきます。

Q. 水筒を持っていくことはできますか？

A. 川前小では、熱中症予防等のために、水分補給が必要と思われる日は、御家庭の判断で水筒を持参してもよいことにしています。中身は水かお茶にしてください。水筒の置き場所や管理については、担任が指示をしています。また、登下校中に飲むときは、飲みながら歩くことのないようにマナーや安全に気を付けて飲むように指導しています。衛生面での注意も含め、御家庭でもお声掛けください。



5 教育相談に関して

Q. 子供や家庭のことで相談したいことがあります。

A. 担任への連絡や相談があるときは、まずは連絡帳をお願いします。緊急のときは、お電話でも構いません。面談の希望等があれば、遠慮無くお申し出ください。なお、担任への連絡や相談のお電話は、授業時間や勤務時間の関係上、できるだけ16:00から17:00までの間にお問い合わせいたします。担任以外であれば、8:30から17:00までの間、随時受け付けております。なお、出張等で不在の場合もありますので、その際は後ほどお返事いたします。



保護者の方からの相談については、担任の他の職員も対応しておりますので、どの職員でも遠慮なく相談してください。

学校以外にも、様々な相談機関があります。川前ガイドの最後にまとめましたので参考にしてください。

Q. 子供が「友達にいじめられた」と言っています。心配です。どうしたらいいのでしょうか？

A. 相手のあるけがやいじめ等、子供に関するトラブルについては、「事実を確認すること」を第一に対応を進めています。気になることがありましたら、担任あるいは本校の職員に御相談ください。子供たちや保護者の方からそのような訴えや連絡があったときは、担任や学年スタッフが、被害を訴えた子→関

わっているとされた子→周りにいた子の順で聞き取りを行い、事実関係の把握を丁寧に行っていきます。把握した内容は聞き取りを行った児童の保護者にも、報告・説明していくことを基本としています。その後も継続して子供の様子を見ながら、再発防止に努めます。

解決までに時間を要する場合がありますが、子供たちのより良い人間関係作りのために、一つ一つ丁寧な対応と指導を心掛けていきます。御理解と御協力をお願いいたします。

6 個人情報の管理に関して

Q. 勤務先が変わりました。学校に知らせる必要はありますか？

A. 年度当初に書いていただいた「児童調査票」の記入内容に変更があったときは、必ず、担任を通してお知らせください。こちらで追記し変更いたします。特に、緊急の連絡に関わる自宅や携帯、勤務先等の電話番号やメールアドレスは重要です。

Q. 友達の家に連絡したいので電話番号を教えてください。もらうことはできますか？

A. 電話番号をはじめ、児童の個人情報に関しては、慎重かつ厳重に取り扱っております。本人（保護者）の同意が無い限り、学校から教えることはできませんので御了承ください。



Q. 携帯電話を持たせることはできますか？

A. 本校では、原則として、児童の校内への「携帯電話（スマホも含む）の持ち込み」は禁止しています。お子さんに携帯電話を持たせる場合には、まず、事故防止の観点から、各家庭でルールなどをしっかり決めた上で持たせてください。その上で、保護者の方がやむを得ず校内への持ち込みが必要と判断された場合は、理由を詳しく書いた「持ち込み申請書」を提出していただきます。校内で申請理由等を精査の上、校長が許可をした場合のみ持ち込み可とします。万が一、「申請書」にある「誓約」内容を守っていただけない場合は、許可を取り消すこともありますので御了承ください。また、持ち込まれた携帯電話の破損や紛失については、学校は責任を負うことはできませんので御理解ください。「持ち込み申請書」は担任を通してお渡ししますので、必要な場合は担任までお申し出ください。

7 転出・転入・学区変更に関して

Q. 引っ越すことになりました。どのような手続きが必要ですか？（転出の手続き）

A. 以下の手順で手続きを行ってください。

- 1 転校が決まったら、まずは担任へ御連絡ください。所定の「転出届」を担任よりお渡しします。最終登校日、転居先、転校する学校が決まり次第、「転出届」に御記入ください。
- 2 転校先の学校へ早めに電話連絡をお願いします。その際は、「手続きのための来校日、登校開始日、学年、児童氏名、保護者氏名、新住所、現住所、現学校名、連絡先（携帯など）など」を相手校にお伝えください。
- 3 川前小での最終登校日に、「在学証明書、転学児童用教科用図書給与証明書、児童名ゴム印」をお受け取りください。

給食費や教材費等の精算（返金）をする場合は事前にお伝えします。念のため、御来校の際は、印鑑の準備をお願いいたします。

4 上記の学校から出された書類と、区役所等で住所変更をした際に発行される「就学通知書」を持って、転校先の学校で手続きをしてください。原則「就学通知書」がなければ転入手続きをすることができません。詳細は転校先の学校にお問い合わせください。

なお、川前小で使用していた教科書、教材、学用品等は絶対に処分しないでください。転校先でも継続して使用することがあります。同じ教科書の場合、紛失すると再給付されず、自己負担で購入することになりますので御注意ください。

また、夏休み中や冬休み中に転出が決まった場合も、速やかに学校まで御連絡ください。

Q. 川前小の学区へ引っ越します。どのような手続きが必要ですか？（転入の手続き）

A. 上記「転出の手続き」を参考にしてください。川前小での手続きも同じです。まずは、電話で連絡をいただき、手続きのための来校日を決めた上で、「就学通知書」等の必要書類を持って御来校ください。

Q. 学区外に引っ越しをするのですが、そのまま川前小へ通うことはできませんか？

A. お子さんが就学する市立の小・中学校については、教育委員会で住所による通学区域に基づき指定しています。基本的には指定された学校への就学となりますが、特別な事情がある場合には、教育委員会の許可により、指定された学校以外の小・中学校への通学（指定学校変更）が認められる場合があります。この指定学校変更の許可基準は、仙台市教育委員会のwebページにも掲載されておりますので御参照ください。また、指定学区の変更を希望される場合は、学校または仙台市教育局総務企画部学事課奨学調整係（214-8860）にお問い合わせください。

8 P T A 活動に関して

Q. P T Aはどのような活動をしていますか？

A. P T Aは、父母教師会と呼ばれ、仙台市内の全ての小中学校にその組織があります。子供たちや学校のために、様々な活動を行っています。活動内容は、校舎清掃奉仕活動、夏休みプール開放（令和5年度は中止）、近隣校との親睦を図る、三校親善ソフトバレーボール大会などの大きなイベントがあります。ほかにも学年委員会、地区委員会を中心にたくさんの活動を行っています。

※なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、昨年度までは様々な活動が制限されてきました。

Q. 活動資金は？

A. P T A 会費を実家庭数と教職員から集め、予算を編成しています。予算案は P T A 総会で承認された後執行されます。仙台市から P T A に補助金も出ています。

9 学校施設開放に関して

Q. 子供会等で学校施設を使いたいのですが…

A. 主にスポーツ振興などを目的として体育振興会やスポーツ少年団などに学校施設を開放しています。開放するのは校庭と体育館で「学校施設開放管理運営委員会」が調整に当たっています。ただし、施設開放団体でなくても、P T A や町内会、近隣教育施設などが使用したい場合は、使用できるように調整しています。子供会で行う行事などの際は、体育館や校庭を使用することができますので、窓口の教頭まで御連絡ください。調整を行うために利用月の前月初めまでに御連絡ください。

※基本的に場所をお貸しするだけになります。物品の貸し出しについては御相談ください。

10 新型コロナウイルス感染症の対応について

〈新型コロナウイルス感染症の対応〉

家族や本人が濃厚接触者と特定され、PCR 検査や抗原検査を受けることになった場合、これまでどおり学校に連絡をお願いいたします。

なお、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類へと移行された後の対応については、後日お知らせいたします。

